

国内募集型企画旅行条件書（本条件書は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります）

この旅行は、株式会社バスウェイ(東京都知事登録旅行業第2-5831号・以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は当社と企画旅行契約を締結することになります。

ご契約の条件は各コースごとに記載されている条件及び下記の旅行条件のほか、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

1. 旅行のお申し込み及び契約の成立時期

(1) 所定の申込書に必要事項を記入のうえ次に定める申込金を添えてお申し込みいただきます。

なお、申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」の一部に充てられます。

旅行代金	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
申込金 (お一人様)	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	代金の20%

※旅行代金が6,000円以下のプランは、お申し込みの際に代金全額をお支払いいただけます。

※残金は出発日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前までにお支払い下さい。

また、お支払い期限日以降のお申し込みの場合は、申し込み時又は当社の指定する期日までにお支払いいただけます。

(2) 電話・郵便・ファクシミリ・その他の通信手段によるご予約は、翌日から起算して3日以内(または当社が定める期間内)にお申込手続きをお願い致します。

期間内にお申込手続きがなされなかった場合、当社がご予約がなかったものとして取り扱います。

2. 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

(1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金をいただいたときに成立するものとします。

(2) 当社は、契約成立後速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお客様にお渡しします。

(3) 確定された旅行日程ならびに運送・宿泊機関の名称が契約書面に記載できない場合は、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表)(以下「確定書面」といいます)を、出発日の前日までに(出発日の7日前以降にお申し込みされたお客様については出発日の当日までに)お客様に交付します。

また、交付期日前でもお問い合わせいただければ当社が手配状況についてご説明いたします。

(4) 当社は、上記の書面交付につき、お客様の承諾を得た上で、電磁的方法(Eメール等)による記載内容の送付をもって、書面のお渡しに代えさせていただきます場合があります。

3. お申し込み条件

(1) ご出発日の時点で20歳未満の方のご参加は「親権者の同行」もしくは「親権者の同意書の提出」が必要です。

また、75歳以上の方は健康診断書の提出をお願いする場合があります。

なお、障害、慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方、現在健康を書いている方等で特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際にお申し出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じます。

(2) お客様のご都合による無連絡での別行動は原則としてできません。

4. 旅行代金に含まれるもの

(1) 行程中に明示した航空・船舶・列車・バス等交通機関(フリータイム・自由行動・集合場所までの交通費・解散後の費用を除く)の運賃・料金

(2) 行程中に明示した入園・拝観・見学料等の観光料金

(3) 行程中に明示した宿泊・食事・その他旅程による団体行動中(フリータイム・自由行動中を除く)の料金

(4) 前項の(1)、(2)、(3)における消費税

(5) 当社の旅行取扱料金

なお、上記諸費用はお客様のご都合で一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

5. 旅行代金に含まれないもの

前項にて列挙したもののほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1) 行程内容に含まれない飲食費、電報電話料金、その他の個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。

(2) ご自宅から集合場所まで、及び解散場所からの交通費・宿泊費。

6. 旅行日程・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送機関のスケジュール、交通事情、気象条件その他やむを得ない事由により旅行日程を変更する場合があります。

また、定められた日程が変更され、その結果、変更後の代金が当初代金を超えた場合はその差額をお支払いいただけます。

なお、お客様のお申し出により旅行内容を変更する場合は別途所要費用をいただきます。

(2) 運輸機関について適用を受ける運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、旅行代金を変更する場合があります。

7. お客様の交替

(1) お客様は万一の場合、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合所定の用紙に所定事項を記入のうえ所定手数料とともに当社に提出していただけます。

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以降、契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。

なお当社は、利用運送機関、宿泊機関等が旅行者の交代に応じない等の理由により交替をお断りする場合があります。

8. お客様による旅行契約の解除

(1) お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

この場合、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻します。申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。

お客様の都合で出発日及びコースの変更、人員減をされる場合も取消料の対象となります。

なお、契約解除のお申し出は、お申し込み箇所の営業時間内にお受け致します。

お取り消し申出日 (旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)	取消料率
20日前～8日前(日帰り旅行にあっては10日前～8日前)	旅行代金の20%
7日前～2日前	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日(旅行開始後および無連絡不参加の場合を除く)	旅行代金の50%
旅行開始後および無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

(2) お客様は、次のいずれかに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- 第5項に基づき旅行日程が変更され、または旅行代金が増額改訂されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- 当社の責に帰すべき事由により旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。

(3) 旅行開始後、お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

ただし、旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により契約書面に従った旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分を払い戻しいたします。

9. 当社による旅行契約の解除及び旅行の権行中止

(1) お客様が当社所定の(第1項に規定する)期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除することがあります。

この場合、契約解除日において適用される取消料と同額の違約料を申し受けます。

(2) 次のいずれかに該当する場合、当社は旅行契約を解除することがあります。

- お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

- お客様が病气その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- お申し込み人数がプランごとに定める最少催行人員に満たないときは旅行の実施を取りやめることがあります。

この場合は旅行開始の前日から起算して14日前(日帰り旅行については4日前)までにご連絡し、当社がお預かりしている旅行費用を全額お返してこの旅行契約を解除いたします。

10. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。

但し、損害が発生した翌日から起算して2年以内に当社に対し通知があった場合に限りです。

(2) 次に例示するような事由にてお客様が損害を被った場合は上記の責を負うものではありません。

1. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
2. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
3. 官公署の命令、伝染病による隔離又はそれにより生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
4. 自由行動中の事故
5. 食中毒
6. 盗難
7. 運送機関の遅延、不通又はそれにより生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

11. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為、あるいはお客様が当社の定めた規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務、その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社・当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

(3) お客様が団体行動をとるべきときに自らの都合で団体行動をとらなかったことにより、同一団体の他のお客様又は当社に損害を与えた場合は、当社はそのお客様から損害の賠償を申し受けます。

12. 旅程保証

(1) 当社は、下表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了後の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いします。

但し、一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払いいたしません。

(2) 前項の定めにかかわらず、当該変更が下記の原因による場合においては、原則として変更補償金のお支払い対象外となります。

1. 天災地変
2. 戦乱
3. 暴動
4. 官公署の命令
5. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

6. 当初の運行計画によらない運送サービスの提供

7. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

変更保証金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	2.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

(注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

(注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

(注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注5) 第4号又は第6号若しくは第7号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

(注6) 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までの率を適用せず第8号によります。

13. 旅程管理

添乗員同行の有無は、各プランの詳細ご案内にて明記しております。

添乗員が同行しないプランにて現地において当社へのご連絡が必要な際は、本書内「旅行企画・実施」の項に明記の電話番号までお電話にてご連絡ください。

14. 特別補償

(1) 当社は、募集型企画旅行約款の特別補償規程で定めるところにより、当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によってその生命、身

体、又は手荷物に被った損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いします。

但し、下記の各号に掲げる事由によって生じた傷害及び損害に対しては補償金等を支払いません。

1. お客様の故意により法令に反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故

2. 旅行日程中、当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスを一切受けない日に生じた傷害又は損害

3. スカイダイビング・ハンググライダー等これらに類する危険な運動等に起因する場合

4. 単なる外観の損傷であって補償対象品の機能に支障をきたさない損害

5. 補償対象品の置き忘れ又は紛失

(2) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と第10項による損害補償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

15. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2019年4月1日現在を基準としております。

また旅行代金は、2019年4月1日現在において有効な運賃・料金を基準としております。なお本条件書の各項にいう旅行代金とは、募集広告又はパンフレットに表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいい、この金額が、第1項の申込金、第7項の取消料、第8項の違約料、第11項の変更保証金を算出する際の基準額となります。

オプションプランは別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

16. 約款、規則の適用

前記以外の事項については当社の旅行業約款を適用し、また航空機・列車・バス等運送機関、旅館・ホテルなどの宿泊施設、その他の旅行サービスを提供する機関及び施設等を利用する際には、各々の機関が定める約款、規則が適用されます。

旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)について

この旅行条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款(全文)をご希望のお客様は、当社までご請求下さい。

【旅行企画・実施】

東京都知事登録旅行業 第2-5831号 (一社)全国旅行業協会 正会員

株式会社バスウェイ 旅行営業部

東京都清瀬市下宿 2-419-1 TEL 042-491-1801

【お取り扱い営業所】

東京都知事登録旅行業 第2-5831号 (一社)全国旅行業協会 正会員

株式会社バスウェイ 本社営業所ツアーデスク

東京都清瀬市下宿 2-419-1 TEL 042-427-6945

国内旅行業務取扱管理者 南雲 尚人

旅行業務取扱管理者はお客様との契約を取り扱う営業所での取引の責任者です。

担当者からの説明にご不明点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。